

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2021

1

January



No.566

1月
12日(火)
青年部会正副部会長会議
【時間】19:00
【場所】法人会会議室

18日(月)
税務研修会
【時間】17:00
【場所】法人会会議室

19日(火)
青年部会役員会
【時間】19:00
【場所】法人会会議室

21日(木)
税務研修会
【時間】17:00
【場所】法人会会議室

22日(金)
決算法人説明会
【時間】13:30
【場所】法人会会議室

26日(火)
税務研修会
【時間】17:00
【場所】法人会会議室

2月
2日(火)
青年部会正副部会長会議
【時間】19:00
【場所】法人会会議室

3日(水)
税法研修会第一講
【時間】15:00
【場所】法人会会議室

9日(火)
青年部会役員会
【時間】19:00
【場所】法人会会議室

10日(水)
税法研修会第二講
【時間】15:00
【場所】法人会会議室

17日(水)
税法研修会第三講
【時間】15:00
【場所】法人会会議室

19日(金)
決算法人説明会
【時間】13:30
【場所】法人会会議室

24日(水)
税法研修会第四講
【時間】15:00
【場所】法人会会議室

3月
2日(火)
青年部会正副部会長会議
【時間】19:00
【場所】法人会会議室

3日(水)
税法研修会第五講
【時間】15:00
【場所】法人会会議室

9日(火)
青年部会役員会
【時間】19:00
【場所】法人会会議室

18日(木)
新設法人説明会
【時間】13:30
【場所】法人会会議室

22日(月)
決算法人説明会
【時間】13:30
【場所】法人会会議室

24日(水)
決算法人説明会
【時間】13:30
【場所】法人会会議室

26日(金)
決算法人説明会
【時間】13:30
【場所】法人会会議室

新入会員紹介

令和2年10月～令和2年11月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		電話		業種	紹介者	
鶴見西	(有)祥	正会員	山崎 利春	岸谷2-14-2	介護 申出	
		573-5329				
鶴見西	(株)TAコーポレーション	正会員	朝日 智子	東寺尾4-1-1-408	事務代行業 オール・レンタル(株)	
		044-544-3331				
鶴見中央	ナイスプレカット(株)	正会員	大場 浩史	鶴見中央4-33-1	プレカット加工・販売 申出	
		521-6110				

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和3年1月20日(水)、3月17日(水)
- 時間 午後1時
- 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

Profile



法人名:(株)ツルダイ商事
役職名:代表取締役
氏名:田中 淳一 氏
続柄:長男の次男
田中 章雅(7才)
長女の長男
細川 晴翔(4才)
支部:豊岡佃野
撮影場所:(有)セントラルスタジオ

INDEX

- 新年のごあいさつ…………… 1～3
- 理事会報告／納税表彰式…………… 4
- 事業Report …………… 5
- 鶴見税務署からのお知らせ…………… 6～7
- 鶴見ガイドあれこれ…………… 8
- 神奈川県税事務所からのお知らせ…………… 9
- 確定申告事前予約制について

新年のごあいさつ



公益社団法人鶴見法人会
会長
大島 正之

明けましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。旧年中は格別のご支援、ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。新年を迎え、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

さて昨年は、新型コロナウイルスの「COVID-19」感染が瞬く間に広がり世界的流行のいわゆるパンデミックを起こして、大変多くの方々が亡くなるとも痛ましく悲しい状況になってしまいました。そして様々なところで自粛や規制がかかり今までの社会活動や生活が一変する大変厳しくて辛い年になってしまいました。当会も集団感染のクラスターを起こさぬようにするため事業を展開することが出来なくなりました。毎年国税庁が主催する11月の「税を考える週間」に併せて「ほうじん劇場」の寄席をライブで楽しんで頂いておりましたが、大勢の方が集まるため開催を中止せざるを得なくなりました。しかし担当する事業委員会が企画して地元地域放送局「YOUテレビ」様の多大なるご支援とご協力により法人寄席をTV収録し放映出来たことは大変有難くとも感謝致しております。改めて関係した皆さんに心よりお礼申し上げます。

ところで、今年の干支は「辛丑(かのとうし)」です。一步一步行動し、堅実に努力を重ね成果を上げる意味の様です。当会も自動車の運転で例えるならば昨年はブレーキを踏み続ける状態でしたが、そろそろ4月頃よりアクセルを踏み徐々に動き出して行こうと考えております。10月1日から税務署での「適格請求書発行事業者の登録申請」の受付が開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書保存方式(インボイス制度)」が導入されることもあり、一つ目としては鶴見税務署や東京地方税理士会鶴見支部を始めとする友誼団体等のご協力を頂きながら、企業経営に役立つ様々な研修や講習会を三密を避けながら開催したいと思えます。二つ目としては、全ての事業を見直して、良いものは更なる強化を行い、事業によっては廃止を検討し、または新たに企画して他に変えて行きたいと思えます。三つ目としては、会員の皆さんによりタイムリーな情報提供を行うためホームページの活用を推進していく考えです。今年はこの三つの基本方針のもと、皆様と相談しながら運営していく所存ですのでより一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。また皆様から何かご意見等がございましたらお気軽に事務局までご連絡を頂けるよう宜しくお願い申し上げます。

結びに当たり、会員の皆様のご健勝並びに事業のご発展を心からご祈念申し上げまして新年のご挨拶と致します。

新年のごあいさつ



鶴見税務署長
三上 常夫

あけましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、公益社団法人鶴見法人会の会員の皆様に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

貴会におかれましては、平素から税務行政全般に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旧年中は新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が大幅に制限される中、税を考える週間行事であります「ほうじん劇場」をYOUテレビさんのご協力のもと、無観客により収録しテレビ放映するという形で実現されました。また、地域の子どもたちが毎年楽しみにしている「トレジャーハンティング in つるみ」につきましては、その開催は叶いませんでしたが、「税に関する絵はがきコンクール」には、大勢の小学生から応募があったとお聞きしております。

貴会におかれましては、このような厳しい状況の中におきましても、地域に寄り添った社会貢献活動を積極的に展開していただきましたことに心から感謝申し上げます。

これもひとえに、大島会長をはじめ役員並びに会員の皆様の多大なる御尽力の賜物であり、改めて御礼申し上げますとともに、心より敬意を表する次第でございます。

さて、消費税率引上げと同時に実施されました軽減税率制度につきましては、制度の開始から一年が経過し、複数税率を前提とした消費税の確定申告書の作成・提出も定着しつつあるものと考えております。今後は、令和5年から実施される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の実施に向けて、広報等の各種施策を実施して参りますので、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、令和2年分の個人の確定申告につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、税務署に足を運ばずに申告ができるe-Taxのご利用をお勧め致します。中でも、国税庁ホームページで提供しております、スマホ版「確定申告書作成コーナー」は、画面がスマホ用に専用設計されており、スマホならではの優れた操作性で申告書も簡単に作成できます。会員の皆様方並びに社員の皆様等におかれましては、感染リスクとは無縁のこの便利なツールを是非ご利用いただきたくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人鶴見法人会の更なる御発展と、会員の皆様の事業の御繁栄と御健勝を心より祈念いたしまして、私の年頭のごあいさつとさせていただきます。

新年のごあいさつ



東京地方税理士会 鶴見支部
支部長
清水 幸夫

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人鶴見法人会の会員の皆様におかれましては、お健やかな新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

旧年中は、大島会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症に振り回されたといっても過言では無い1年でした。諸行事の中止や縮小が相次ぎました。公的なものでは、東京オリンピックの開催の1年延期、各地の花火大会やお祭りなど、個人的なものでは、結婚披露宴、葬儀、旅行、会食など、中止や縮小を余儀なくされました。昨年の年初には予想もできなかったことでした。

税理士会においても、昨年6月の定期総会を大幅に縮小しての開催の上、来賓をお招きすることも叶いませんでした。これは、貴会を始めとした税務関連団体も同様でした。

今年は丑年です。牛は、力強く粘り強さがあり辛抱強く勤勉によく働きます。昨年が大変な年であったので、嵐の後は青空が広がるごとく、力強く復活する年になればと思います。

さて、ここで消費税関係の話題を1つお話させていただきます。本年10月1日から税務署での「適格請求書発行事業者の登録申請」の受付が開始されます。適格請求書保存方式(いわゆるインボイス方式)は、令和5年10月1日から導入されますが、事前の準備として適格請求書発行事業者の登録番号の通知を受ける必要があります。本年10月1日以降、請求書等を印刷発注する際は、登録番号を印刷しておくの良いと思います。

(注)1 法人の登録番号 「T」+法人番号(13桁)

(参考)登録番号の記載例 ・ T1234567890123 T-1234567890123

(注)2 免税事業者は、経過措置や特例がありますので、注意が必要です。

結びにあたりまして、鶴見法人会及び会員皆様方の、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、事業の更なるご発展及びご健勝をお祈り申し上げまして、私の新年のあいさつとさせていただきます。

理事会報告

10月22日(木)

法人会会議室にて、理事19名・監事1名が出席し開催された。議案は承認事項「入会報告・退会報告」「令和3年新年賀詞交歓会」、報告事項「令和3年度委員会・部会・支部予算(案)の作成」「鶴見税務署・支部会員交流税務研修会」についておこなわれた。続いて、各委員会・部会・支部報告事項が各委員長・部会長・支部長より説明がなされた。



納税表彰式

11月17日(火) 11月20日(金)

納税表彰式は、毎年11月に「税を考える週間」にあわせて、キンビール横浜工場レセプションホールで開催されておりましたが、今年度は、コロナ禍の影響で式は中止され、受表彰者は、鶴見税務署署長室にて個々に授与された。

当法人会では、11月17日(火)女性部会副部会長 大村範子氏、組織副委員長 高岡英機氏に鶴見税務署署長感謝状。11月20日(金)会長 大島正之氏に、東京国税局長表彰、支部長会代表 吉川貴之氏に鶴見税務署長表彰をそれぞれ授与された。

当日は、署の幹部の方々との懇談の場も設けられ、例年とは違ったアットホームな授与式となった。受表彰された方々におかれましては、今後とも正しい納税に関する意識高揚のためご尽力をいただきますよう、宜しくお願いいたします。



事業 Report

生活習慣病検診
11月12日(木)13日(金)
16日(月)17日(火)
厚生委員会

1日人間ドック形式の検診をココファン横浜鶴見にて4回実施した。当会では、生活習慣病検診を毎年度実施しておりますので、ぜひ検診を受けて、皆様のご健康をお確かめください。



令和2年分年末調整説明会
11月26日(木)
源泉部会

法人会会議室にて、講師に鶴見税務署法人1部門源泉部会担当上席 吉村隆氏をお迎えして「令和2年分年末調整説明会」を開催した。今年は改正点が多くあるものの、コロナ禍で署主催の説明会の開催はないとの事で、鶴見法人会主催での開催となった。

法人会会議室での研修会・説明会は久々で20名の会員が参加した。

年末調整についての国税庁制作の動画の放映と講義となった。改正点が多いため、受講者の方々は真剣に聞き入っていた。



第24回ほうじん劇場
事業委員会

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、無観客にて実施し、YOUテレビ株式会社協力のもとテレビ放映をおこなった。

収録日:9月29日(火)

会場:サルビアホール

出演者:

古今亭 志ん彌、立花家 橘之助、

笑組、古今亭 文菊

放映日:

地上 11ch 11月9日(月)~
11月22日(日)

午後3時~4時/午後9時~10時

地上 10ch 11月10日(火)~
11月13日(金)午後6時~7時



国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます!
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です!**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます!
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より 納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3) にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。 1

～「ダイレクト納付利用届出書」につきましては、鶴見税務署 (管理運営部門) へお問合せください～

【所得税】医療費控除・ふるさと納税などで確定申告をされる方へ

■ パソコン・スマホから確定申告ができます

画面の案内に従って金額等を入力するだけで、計算誤りのない申告書を作成することができます。
確定申告期間中は、24時間利用でき、税務署へ行く手間がなくなります！

① 「国税庁ホームページ」の「確定申告書作成コーナー」で申告書の作成



QRコードはこちら

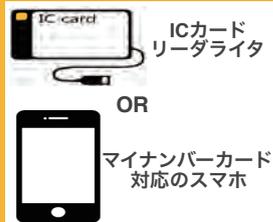


② 申告書を提出...「e-Taxで送信」(マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式)

マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)



マイナンバーカード

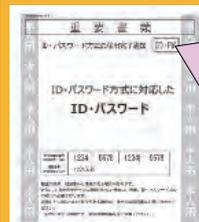


ICカード
リーダーライター

OR

マイナンバーカード
対応のスマホ

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方は IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式)



IDとパスワードは...

税務署で、事前に発行手続きが必要
です。

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

■ 申告書等にはマイナンバーの記載が毎回必要です！

申告手続などには

マイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。



○ 申告書を郵送等で提出する場合は、本人確認書類として、「(例1)マイナンバーカード」の裏表両面の写し又は「(例2)通知カード+運転免許証など」の写しを添付してください。

○ ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

■ 医療費控除を受けるための手続き

医療費控除を受けるためには『**医療費控除の明細書**』の作成・添付が必要です。

(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で**5年間保存**する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた**医療費通知**を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)



■ 「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請された方へ

確定申告をする場合は「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請したふるさと納税分も必ず申告してください！！

医療費控除などで確定申告を行う方は、「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用を受けることができません。確定申告の際に、ふるさと納税ワンストップ特例分も含めた全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

ワックン鶴見カルタのポイントめぐり

ワックンカルタで鶴見を散歩

ワックン鶴見カルタには、カルタポイントを使ったお散歩コースがあるのをご存じでしょうか？
今回は、5コースある、このお散歩コースを紹介していきたいと思います。

1.『歴史と緑の散歩道』

上末吉をスタートし、「㊦兜塚」「㊧末吉大地」「㊨三ツ池公園」「㊩二ツ池」「㊪獅子ヶ谷市民の森」「㊫横溝屋敷」をめぐるコースです。高低差はありますが、緑の多い場所を2時間ほどで歩けるルートになっています。

2.『旧東海道と鶴見川』

鶴見市場をスタートし、「㊬箱根駅伝記念像」「㊭鶴見川橋・鶴見橋関門旧跡」「㊮佃野公園」「㊯ぼてふり地蔵」「㊰わっくんひろば」「㊱鶴見神社」をたどるコース。比較的平坦で、1時間半ほどで気軽に歩けるコースになります。

3.『これぞ鶴見、シンボルをめぐる』

鶴見駅をスタートし、「㊲大本山總持寺」「㊳東福寺」「㊴旧花月園」「㊵稲荷神社」「㊶神明社」「㊷生麦事件碑」を経て、「㊸キリンビール工場」へと向かうコース。こちら1時間半ほどですが、鶴見といえば!といわれる場所をめぐり、最後はキリン工場へ。時間を見計らって見学予約をしておけば、ゴールはビールで乾杯なんてことも!?

4.『寺尾の緑と水辺をたどる』

同じく鶴見駅西口をスタートして、「㊹弁天橋」「㊺響橋」「㊻鶴見配水池(ねぎぼうず)」「㊼寺尾城址」「㊽宝蔵院」「㊾馬場の赤門」「㊿馬場花木園」を訪れる、2016年のウォーキング大会スタンプラリーの元となったコースです。宝蔵院の源平五色の椿は、3月下旬から5月中旬頃まで楽しむことができますが、4月上旬が見頃になることが多いようです。

5.『海をめざして』

鶴見駅東口から「㊱国道駅」「㊲サイエンスフロンティア」「㊳JR鶴見線」「㊴ふれーゆ」そしてふれーゆ裏の末広水際線プロムナードから「㊵つばさ橋」を望み、「㊶夜景」を眺めるというコースなので、午後からのスタートがいいかもしれません。国道駅まで鶴見線を使うと、また違った趣に。夜景の後にはふれーゆのお風呂で温まれば…と思ったのですが、点検修繕のため1月中旬までの予定で臨時休館中でした。(2020年11月末現在)

このお散歩マップは、鶴見区役所2階の「つるみ区民活動センター」に置いてありますので、お正月休みでなまった身体を動かしてみませんか？
(なお、コロナ禍の影響で開場時間等変更している施設があります。ご利用の際は各施設にお問い合わせください。)



法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

そこで、このたび県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題である「災害に強い県土づくりの推進」や「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的として、引き続き超過課税を実施させていただきます。

●法人の県民税・事業税の超過課税の概要

1 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)

2 税率(変更なし)

県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

3 中小法人に対する不均一課税(変更なし)

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税(法人税割): 資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税: 資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人

●超過課税を活用して推進する事業

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

地域経済の活性化

- ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興

(2) 柔軟な経済構造の構築

- ・ 製造ライン変更やデリバリー販売への転向といったビジネスモデル転換への支援

2 災害に強い県土づくりの推進

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
- ・ 治山・法面や林道の整備

(2) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 「地震防災戦略」に基づく市町村が行う地震防災対策への支援や市街地の整備などの減災対策
- ・ 電線の地中化や防災行政通信網の再整備

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定している県有施設等

3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

お問合せ先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話(045)210-1111(代表)

■超過課税の仕組みに関することについては

総務局財政部税制企画課(内線2306)又は神奈川県税事務所(電話(045)321-5741(代表))

■超過課税の活用に関することについては

総務局財政部財政課(内線2266)

県税便利帳

検索



所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場

開設期間

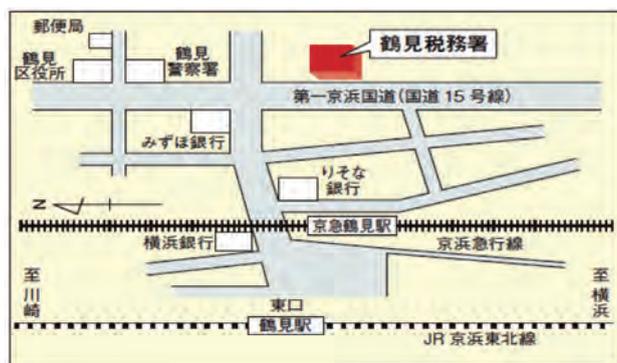
1月25日(月)~
3月15日(月)

※土、日及び祝日を除く。
ただし、2月21日(日)及び28日(日)は、
日石横浜ホール(中区桜木町1-1-8)
において相談・受付を行います。

会場

鶴見税務署

(横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32)



受付・相談

受付 | 午前8時30分から午後4時まで (提出は午後5時まで)

相談 | 午前9時15分から午後5時まで (提出は午後5時まで)

会場への入場には「**入場整理券**」が必要です!

- ☆入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで事前に日時指定の入場整理券を入手できます。
- ☆入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

来場される方へのお願い

- ☆ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- ☆ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ☆入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理せず来場を控えていただくようお願いいたします。



鶴見税務署 TEL (045) 521-7141 (代表)



公益社団法人 鶴見法人会員

確定申告書ご提出の際は、お手数ですが
この会員シールを切り取ってご利用下さい。